イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)	イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)
(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8まで（1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8まで（1の2及び1の3を除く。ロの(1)、ハの(1)及び10の(1)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から7まで（1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。ロの(2)、ハの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数	（新設）
(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8まで（1の5の2、1の6及び6の3を除く。ロの(3)、ハの(3)及び10の(3)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数	(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8まで（1の6を除く。ロの(2)、ハの(2)及び10の(2)において同じ。）により算定した単位数の1000分の170に相当する単位数
ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)	ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)
(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から7までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数	（新設）
(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数	(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数
ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)	ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)
(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から7までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数	（新設）
(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数	(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
ニ・ホ　（略）	ニ・ホ　（略）
10　福祉・介護職員処遇改善特別加算	10　福祉・介護職員処遇改善特別加算
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。	注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。
(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	(1)　指定共同生活援助事業所の場合　1から8までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
(2)　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から7までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数	（新設）
(3)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数	(2)　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合　1の2から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

○厚生労働省告示第八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信